障害福祉サービスのご案内

障害福祉サービスは、日常生活や社会参加に不自由を感じている方が、安心して暮らせるよう支援する制度です。身体障害・知的障害・精神障害(発達障害を含む)のある方、障害者総合支援法の対象となる難病の方が利用できます。

○サービスの内容

居宅介護(ホームヘルプ)

自宅で、入浴・排せつ・食事などの介護や、家事などの支援を行います。

生活介護

常に介護が必要な方へ、昼間に入浴・排せつ・食事などの介護を行うとともに、創作活動や生産活動の機会を提供します。

短期入所(ショートステイ)

自宅で介護する方が病気などで介護ができない場合に、短期間施設に入所し、夜間も含めて必要な支援を行います。

共同生活援助(グループホーム)

共同生活を送る住居で、相談や入浴・排せつ・食事の介護など、日常生活に必要な支援を行います。

就労選択支援

働き方の希望や適性を整理し、進路を選ぶための支援を行います。

就労移行支援

一般企業等への就職を目指す方に、必要な知識や能力を高める訓練を行います。

就労継続支援(A型・B型)

一般企業等での就労が難しい方に働く場を提供し、知識や能力を高める訓練を行います。

その他のサービス

重度訪問介護、同行援護、行動援護、自立生活援助、就労定着支援など、状況やご希望に応じたさまざまなサービスがあります。

○利用者負担について

利用者負担は、原則としてサービス費用の1割です。ただし、世帯の所得に応じて1か月あたりの月額負担上限が決まっており、それを超える負担はありません。

世帯の区分	月額負担上限
生活保護受給世帯	0円
市町村民税非課税世帯	0円
市町村民税課税世帯(所得割16万円未満) ※	9,300円
上記以外	37,200円

※入所施設(20歳以上)やグループホームを利用する方で、市町村民税課税世帯の場合は、37,200円の区分となります。

・世帯の範囲は、18歳以上は本人と配偶者、18歳未満は保護者の世帯です(18歳未満は上限額も異なります)。

・食費・光熱水費・グループホームの家賃など、サービスによって実費負担が別途必要となる場合があります。

○サービス利用までの流れ

①相談・申請

町の窓口(役場保健福祉課)で相談し、利用したいサービスを申請します。

②調査・区分認定

ご本人の心身の状況や生活状況、ご希望などをお聞きします。障害支援区分の認定が必要なサービスでは、審査を経て「障害支援区分」(区分１～６)が認定されます。

③サービス等利用計画案の作成

相談支援専門員が計画案を作成し、町に提出します(作成に係る費用の自己負担はありません)。ご自身やご家族が作成する「セルフプラン」も選べます。

④支給決定

サービスの種類・量等を決定し、「障害福祉サービス受給者証」を交付します。

⑤サービス等利用計画の作成・契約・利用開始

支給決定後、相談支援専門員がサービス等利用計画を作成します。その後、事業所と契約し、サービスの利用を開始します。

○申請に必要なもの

申請するサービスや世帯の状況などにより異なります。主なものは次のとおりです。

・マイナンバーが確認できるもの
・本人確認書類
・障害者手帳(お持ちの方)
・障害年金等の受給額がわかるもの(必要となる場合があります)

※手帳をお持ちでない方は、特定医療費(指定難病)受給者証や医師の診断書・意見書等が必要となる場合があります。
※詳しい必要書類は、申請前にお問い合わせください。

ご利用にあたって

・18歳未満のお子さんは、居宅介護や短期入所などのほか、児童福祉法に基づく障害児通所支援などをご利用いただけます。
・65歳以上の方は、原則として介護保険サービスが優先されますが、介護保険サービスでは必要な支援を受けることが難しい場合などは、障害福祉サービスを利用できる場合があります。

▼お問い合わせは、役場保健福祉課福祉係(０１３７２－７－５２９１)へ。



（広告）